

令和6年3月4日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社海部清掃
業者の住所 : 愛知県あま市西今宿平割二6番地
- 指名停止措置期間 : 令和6年3月4日から令和6年3月17日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)海部清掃は、令和5年1月4日、自社施設のメンテナンス作業中に、安全管理不適切により、作業員1名を死亡させる労働災害を発生させた。このことから同社及び同社の従業員が、令和5年12月13日、津島区検察庁から労働安全衛生法違反で公訴を提起され、津島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)海部清掃の従業員が、労働安全衛生法違反により公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138